

## 「環境教育・環境学習ネットワーク会議」のあり方について

### 本日、ご意見を伺いたいこと

「環境教育・環境学習ネットワーク会議」（以下、「ネットワーク会議」という）は、平成20年(2008年)3月に策定した『横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン』（以下、「マスタープラン」という）の重点施策に掲げた“連携・協働による取組の推進”のため、「環境教育・環境学習ネットワーク会議設置要綱（平成21年8月1日施行）」では、第1条（設置）で「マスタープラン」に基づき設置することを規定しています。

また、平成28年(2016年)3月の「マスタープラン」見直しの際に、上位計画である「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」に合わせて、計画期間を2021年度(令和3年度)までとしています。

こうしたことから、令和4年度(2022年度)以降の「ネットワーク会議」のあり方について、構成員の皆様のご意見を伺うものです。

### 1 ネットワーク会議の考え方について

マスタープランは、個別の分野別計画ではなく、「(仮称)横須賀市新環境基本計画」（以下、「新計画」という）に統合し、「環境目標」の1つとして位置付け、今後、総合的に施策や取り組みを推進していくこととしています。

これに伴い、現在、「ネットワーク会議」の設置根拠を「マスタープラン」に基づくこととしていること、また、当初の設置目的である各主体との連携による環境教育・環境学習の取り組みを進めることについては一定の成果を達成したものと考えています。

### 2 新たな組織の設置について

#### (1) 新たな組織の考え方

新計画における環境教育・環境学習は、「環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律（環境教育促進法）」第8条に規定する『行動計画』としても位置付けることとしています（マスタープランと同じ）。

同法第8条の2では、“行動計画を作成しようとする…市町村は、行動計画の作成…及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会を組織することができる。”と規定され（「ネットワーク会議」はこれに属します）、環境省の資料によれば、全国5県で法を根拠とする協議会が設置されています。

また、一部の市等では、法的根拠以外の環境教育・環境学習の推進に関する協議会等が設置されている状況です。

新計画では、これまで「施策の分野」としていた環境教育・環境学習を「基本目標」の1つに掲げ、より一層の環境教育・環境学習の推進を目指すためには、引き続き市民、市民活動団体、学校及び事業者との連携・協働は必要不可欠です。

## (2) 新たな組織の所掌事務(案)

「ネットワーク会議」は設置要綱第2条(所掌事務)では、“マスタープランに関連する市の施策のアドバイスを行うこと”、“各主体における環境教育・環境学習の取組みの具体的事業を検討すること”を明記していて、E C O通信の発行や人材育成講座の実施などは、これまでの「ネットワーク会議」における一定の成果として考えられます。

新たな組織では、これらの実績の踏襲又はブラッシュアップとともに、具体的事業の「検討」から一步進めて、新組織全体で、又は個々に連携・協働しながら、「実施・実践」する組織にしていきたいと考えています。

### 【新しい組織の設置に係る根拠、手法について】

- ①環境教育促進法第8条の2
  - ②環境基本条例第16条(教育及び学習の振興等)
  - ③法第8条の行動計画の推進
  - ④環境基本計画に掲げる基本目標の推進のため
- のいずれかとして、市の要綱により設置(ネットワーク会議と同様)

## 3 その他のご相談(お願い)

現構成員(第6期)の皆様の任期は、令和元年8月1日から令和3年7月31日であり、任期満了に伴い第7期へ移行することになりますが、「マスタープラン」の計画期間が令和4年3月31日であること、新計画への「マスタープラン」の統合に関する意見聴取の状況、さらには令和3年度の会議開催数=ネットワーク会議としての活動回数(6月、10月、2月)などを勘案して、特例措置として、第6期の任期を年度末まで8か月延長させていただきたいと考えています。

○環境教育・環境学習ネットワーク会議設置要綱(抄)

(設置)

第1条 横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン(平成20年3月25日市長決裁)に基づき、環境教育・環境学習の取組みの主体である市民、地域、市民活動団体、学校及び事業者と連携しながらこれらの取組みを推進するために、環境教育・環境学習ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境教育・環境学習に取り組む各主体間の連携及び協働に関すること。
- (2) 横須賀市環境教育・環境学習マスタープランに関連する市の施策のアドバイスをを行うこと。
- (3) 各主体における環境教育・環境学習の取組みの具体的事業を検討すること。

○環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律(抄)

(都道府県及び市町村の行動計画)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

(環境教育等推進協議会)

第八条の二 行動計画を作成しようとする都道府県及び市町村は、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 行動計画を作成しようとする都道府県又は市町村
- 二 当該都道府県又は市町村の教育委員会
- 三 学校教育及び社会教育の関係者

四 関係する国民、民間団体等、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者

3 都道府県及び市町村は、前項第四号に掲げる者を決定するに当たっては、公募の方法により行うよう努めるものとする。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するとともに、行動計画の実施に関し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に努めるものとする。

5 主務大臣は、行動計画の作成及び実施が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。